

令和6年度 第1回「夕張市福祉有償運送運営協議会」次第

○ 日時

…令和6年8月22日(木)10:30～

○ 場所

…夕張市役所4階 第1・2会議室

1 開会

2 報告事項

(1)委員の委嘱状況について ……資料 1

(2)各団体の福祉有償運送の変更登録等について ……資料 2

- ① 事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の数の変更について(社会福祉法人夕張市社会福祉協議会)
- ② 運転者・乗務員及び講習受講状況変更報告について(社会福祉法人雪の聖母園)
- ③ 理事長の変更について(社会福祉法人清光園)
- ④ 旅客運送の種別の変更の報告について(社会福祉法人清光園)

(3)各運送業者における実績について……資料 3

3 協議事項

福祉有償運送の運送対価変更について

社会福祉法人 夕張市社会福祉協議会……資料 4

4 その他

5 閉会

「夕張市福祉有償運送運営協議会」委員名簿

協議会 役職名	構成団体等	所 属 ・ 役 職		氏 名
会長	住民または旅客	夕張身体障害者福祉協会	会長	小林 孝雄
副会長	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	夕張鉄道株式会社	管理部長	大島 恵司
委員	夕張市長またはその指名する職員	夕張市福祉事務所	所長	平塚 浩一
委員	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	夕張第一交通株式会社 空知地区ハイヤー協会	営業課長	畑岡 賢次
委員	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	丸北ハイヤー有限会社	取締役社長	北條 孝雄
委員	住民または旅客	夕張市老人クラブ連合会	会長	川原 進
委員	北海道運輸局長又はその指名する職員	北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	經龜 真利
委員	一般旅客自動車運送事業者の業務用自動車の運転者が組織する団体	夕張第一交通運転手代表	代表	阿部 一偉
委員	区域内において福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	夕張市社会福祉協議会	会長	高間 澄子

事務局	夕張市生活福祉課	主幹	佐藤 由士昌
		生活福祉係長	本間 登志子

自家用有償旅客運送

☐ 変更登録申請書 ☒ 登録事項変更届出書 ☐ 業務廃止届出書 ☐ 登録証再交付願

札幌 運輸支局長 殿			申請年月日		令和5年9月29日	
申請者等	住 所	〒 068 - 0425 夕張市若菜3番地			フリガナ	夕張市若菜
	フリガナ	シャカイフクシホウジンユウバリシヤカイフクシキョウカイ			担当者氏名	菅野 義則
	名 称	社会福祉法人夕張市社会福祉協議会			担当者所属	
	フリガナ	カイショウ カマスミ			TEL/FAX	0123-56-6004/0123-56-6005
	代表者名	会長 高間澄子			E-mailアドレス	yubari-shakyo@sea.plala.or.jp
登録年月日	平成18年10月1日	登録番号	北札福 第 19 号	種別	☐ 交通空白地有償運送 ☒ 福祉有償運送	
変更しようとする項目 又は 変更した項目						
① 自家用有償旅客運送の種別 ② 路線 ③ 運送の区域 ④ 名称 ⑤ 住所 ⑥ 代表者 ⑦ 事務所の名称 ⑧ 事務所の位置 ⑨ 運送しようとする旅客の範囲 ⑩ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別 ⑪ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所 ⑫ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数						
新 旧 対 照 表 (■ 別紙のとおり)						
項目番号	新			旧		
⑫						
実施予定日		令和5年9月19日		業務を廃止した日		年 月 日
紛失した登録証の交付番号		紛失した登録証の交付年月日		登録証を紛失した経緯等		
第 号		年 月 日		別添顛末書のとおり		

※注1 業務廃止届書の提出の際は、交付を受けていた「登録証」を返納して下さい。

変 更 事 項 新 旧 表

■ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数

新

事務所名	所有 区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
社会福祉法人 夕張市社会福祉協議会	所有		5			1		6
		()	(1)	()	()	()		(1)
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
	所有							
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
	所有							
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
合 計			5			1		6
		()	(1)	()	()	()		(1)

旧

事務所名	所有 区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合 計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
社会福祉法人 夕張市社会福祉協議会	所有		4			1		5
		()	(1)	()	()	()		(1)
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
	所有							
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
	所有							
		()	()	()	()	()		()
	持込	※	※	※	※	※	※	※
		()	()	()	()	()	()	()
合 計			4			1		5
		()	(1)	()	()	()		(1)

- ・事業用自動車については、※欄に記入すること
- ・軽自動車は、()内に内数で記載すること。
- ・寝台車:車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・車いす車:車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
- ・兼用車:ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・回転シート車:回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車
- ・セダン等:交通空白地有償運送においては、バス以外の車両
福祉有償運送においては、上記以外の車両
- ・バス:乗車定員11人以上の自動車(福祉有償運送においては使用できない。)

令和 5 年 10 月 16 日

夕張市福祉有償運送運営協議会会長 殿

(申請者)

住 所 北海道樺戸郡月形町字緑町149番地1
名 称 社会福祉法人
代表者 理事長 上 杉



担当部署	ライフネットゆうばり 総務部
担当者名	尾崎 由加
連絡先	電話：0123-59-7855 FAX：0123-59-6196 E-mail: shimizusawa@yukinosiebo.com

福祉有償運送の運営に係る報告について

当法人が実施している福祉有償運送の運営について、下記のとおり変更があったので、下記の通り報告いたします。

記

1 変更した内容（該当事項の□に✓を記入してください。）

☐ 使用する車両（自動車の種別変更を伴わないもの）

☒ 運転者・乗務員（運転者名簿等の変更）

☐ 運行管理等の体制

☐ 損害賠償措置

☒ 利用会員（旅客の名簿の変更）

☐ 利用者から収受する対価の額

※事前に札幌市福祉有償運送運営協議会において合意が必要

☐ その他、運営協議会の場において必要と認めたもの

2 添付書類

※新規登録に添付した書類のうち、変更内容ごとに、変更されることとなる書類を添付

運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

社会福祉法人雪の聖母園ライフネットゆうばり が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区 分	種 類	第1項関係	第3項関係
1			☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
2			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
3			☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
4			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
5			☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
6			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
7			☒ 普 通	☐ 第2種	☒ 認定講習	☒ 介護福祉士
8			☒ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☒ 認定講習
9			☐ 普 通	☐ 第2種	☐ 認定講習	☐ 介護福祉士
10			☐ 大 型	☐ 第1種	☐ そ の 他	☐ 認定講習

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の口の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

① 交通空白地有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者

「そ の 他」…(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した運転者

② 福祉有償運送

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者

「そ の 他」…(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

注3 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」…社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者

「認定講習」…国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者

「そ の 他」…

①(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

令和 5 年 10 月 24 日

北海道運輸局 札幌運輸支局長 殿
北海道知事 殿名 称 社会福祉法人清光園
住 所 夕張市南清水沢1丁目55番地1
代表者の氏名 理事長 中條 俊博

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名 社会福祉法人清光園
- 登録番号 北福札第100号
- 自家用有償旅客運送の種別 福祉有償運送
- 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名	中條 俊博	佐々木 稔

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域 (減少した場合に限る)

	運 送 の 区 域
新	
旧	

自家用有償旅客運送

☐ 変更登録申請書 ☒ 登録事項変更届出書 ☐ 業務廃止届出書 ☐ 登録証再交付願

運輸支局長 殿		申請年月日		令和 5年 12月 14日	
申請者等	住 所	〒 068 - 0536 夕張市南清水沢1丁目55番地1		フリガナ	サトウ ヒロヤス
	フリガナ	シャカイフクシホウジンセイコウエン		担当者氏名	佐藤 宏泰
	名 称	社会福祉法人清光園		担当者所属	特別養護老人ホーム清光園
	フリガナ	リジチョウ チュウジョウトシヒロ		TEL/FAX	0123-59-6213/0123-59-5009
	代表者名	理事長 中條俊博		E-mailアドレス	seikouen@deluxe.ocn.ne.jp
登録年月日	平成20年12月8日	登録番号	北札福 第 100 号	種別	☐ 交通空白地有償運送 ☒ 福祉有償運送
変更しようとする項目 又は 変更した項目					
① 自家用有償旅客運送の種別 ② 路線 ③ 運送の区域 ④ 名称 ⑤ 住所 ⑥ 代表者 ⑦ 事務所の名称 ⑧ 事務所の位置 ⑨ 運送しようとする旅客の範囲 ⑩ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別 ⑪ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所 ⑫ 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数					
新 旧 対 照 表 (☒ 別紙のとおり)					
項目番号	新		旧		
⑨	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者を追加				
実施予定日		令和 5年 12月 12日	業務を廃止した日 ※注1		年 月 日
紛失した登録証の交付番号		紛失した登録証の交付年月日	登録証を紛失した経緯等		
第 号		年 月 日	別添願末書のとおり		

※注1 業務廃止届書の提出の際は、交付を受けていた「登録証」を返納して下さい。

変 更 事 項 新 旧 表

- ☐ 名称及び住所並びに代表者の氏名

項目	新	旧
名 称		
住 所		
代表者氏名		

- ☐ 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

- 運送しようとする旅客の範囲

	有償運送の種別	旅 客 の 範 囲
新	交通空白地有償運送	☐ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者
	福祉有償運送 (☐ 複数乗車を行う) (☐ 観光客を含む) (☐ 来訪者を含む)	☐ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
		☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
		☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
		☒ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		☒ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
		☐ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)
旧	交通空白地有償運送	☐ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者
	福祉有償運送 (☐ 複数乗車を行う) (☐ 観光客を含む) (☐ 来訪者を含む)	☐ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
		☐ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
		☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
		☒ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		☒ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
		☐ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)
旧	市町村運営有償運送 (交通空白)	☐ _____に在住する住民及びその親族、その他_____に 日常の用務を有する者等
	市町村運営有償運送 (福祉)	☐ _____の住民のうち道路運送法施行規則第49条第3号に規定 する移動制約者等であって、_____に会員登録を行った者
	公共交通空白地 有償運送	☐ _____の地域内の住民及びその親族その他当該地域において 日常生活に必要な用務を反復継続して行う_____に会員登録され ている者(会員となる予定の者を含む。)及びその同伴者
		☐ 当該地域への来訪者又は滞在者
	福祉有償運送	☐ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
		☐ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		☐ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
旧	福祉有償運送	☐ その他肢体不自由、内部疾患、知的障害、精神障害その他の障害を有 する者

報 告 事 項

○各運送業者における実績について（R5）

	夕張市社会福祉 協議会	清光園	雪の聖母園	3事業所延べ
車両数（両）	6	4	4	14
旅客数（名）	96	130	49	275
走行距離（km）	58,638	5,480	5,758	69,876
運送回数（回）	835	71	81	987
運送収入（千円）	3,519	449.7	459	4,427.7

運送対価変更協議申請書

令和6年6月6日

夕張市福祉有償運送運営協議会

主宰者 夕張市長 厚谷 司 様

住 所 夕張市若菜3番地

団体名 社会福祉法人夕張市社会福祉協議会

代表者 会 長 高 間 澄 子



このたび、下記のとおり運送の対価として収受する金額を変更したいので、運営協議会において協議をお願いします。

記

1. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

(名 称) 社会福祉法人夕張市社会福祉協議会

(住 所) 夕張市若菜3番地

(代表者の氏名) 会長 高間 澄子

2. 登録番号

北札福第19号

3. 変更しようとする事項

旅客から収受する運送対価の変更・・・別添のとおり

4. 変更理由

昨今のガソリン代を含む物価高騰や最低賃金改定による人件費の確保と令和5年10月25日から札幌D地区のタクシー運賃改定に伴う初乗及び加算上限の変更により、料金換算基準の申請基準範囲を見直し、平成26年6月以来の運送対価を変更したため。

5. 変更予定期日

令和6年10月1日



福祉有償運送サービス料金表(以下は片道)

【変更前】

社光 (200)	200	400	400	400	600	600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,600	1,400	1,600	1,600	1,800	2,000	2,000
本町 (200)	200	200	200	400	400	400	800	800	1,000	1,000	1,000	1,200	1,400	1,200	1,600	1,600	1,800	1,800	2,000
末広 (200)	200	200	200	400	400	400	800	800	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	1,800
鹿の谷 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	1,800
若菜・常盤 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	1,800
平和 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	1,800
寛野 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
清水沢 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
清栄・宮前 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
清陵町 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
南清水沢 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
清陵町 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
南部 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
沼ノ沢 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
真谷地 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
真谷地市街 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
紅葉山 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
十三里 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
楓・登川 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000
滝ノ上 (200)	200	200	200	400	400	400	600	600	800	800	1,000	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,600	1,800	2,000

※同一地域内はすべて200円です。

※会員登録(年間賛助会員登録料)¥1,500円

ご利用には事前予約が必要です。

【他市町村通院・受診・外出】(以下片道)

地 区	岩見沢市	栗山町	由仁町	長沼町
利用料金(片道)	5,000	2,500	2,300	3,300
お迎え料(片道)	1,000	500	460	660

地 区	南幌町	札幌市	千歳市
利用料金(片道)	4,300	7,250	6,000
お迎え料(片道)	860	1,450	1,200

地 区	恵庭市	千歳市
利用料金(片道)	5,500	6,000
お迎え料(片道)	1,100	1,200

【後更変】

【他市町村通院・受診・外出】(以下片道)

地 区	岩見沢市	栗山町	由仁町	長沼町
利用料金(片道)	5,500	3,000	2,800	3,800
お迎え料(片道)	1,100	600	560	760

地 区	南幌町	札幌市	恵庭市	千歳市
利用料金(片道)	4,800	8,000	6,000	6,500
お迎え料(片道)	960	1,600	1,200	1,300

料金換算基準表 (タクシー料金比較)

【市内用】

No.1

地 区	A 実車距離 (km)	B 加算距離残 (km) [B=A-1.192km]	C 換算 (m) [C=B×1,000]	D 加算指数 [D=C÷294m]	E 加算料金 [E=D×100]	F タクシー料金 (見込) [F=E+初乗り500円]	G 申請基準範囲 [G=F×0.5]	新料金	現行料金
社光～本町	1.1.	-0.092	-92	0	0	600	300	300	200
社光～末広	3.2.	2.008	2,008	6	600	1,200	600	500	400
社光～鹿の谷	4.8.	3.608	3,608	12	1,200	1,800	900	500	400
社光～若菜・常盤	6.0.	4.808	4,808	16	1,600	2,200	1,100	700	600
社光～平和	7.0.	5.808	5,808	19	1,900	2,500	1,250	700	600
社光～富野	11.2.	10.008	10,008	34	3,400	4,000	2,000	1,100	1,000
社光～清水沢	11.0.	9.808	9,808	33	3,300	3,900	1,950	1,100	1,000
社光～清菜・宮前	11.6.	10.408	10,408	35	3,500	4,100	2,050	1,100	1,000
社光～南清水沢	12.8.	11.608	11,608	39	3,900	4,500	2,250	1,300	1,000
社光～清陵町	13.2.	12.008	12,008	40	4,000	4,600	2,300	1,300	1,000
社光～遠幌町	14.7.	13.508	13,508	45	4,500	5,100	2,550	1,300	1,200
社光～南部	18.2.	17.008	17,008	57	5,700	6,300	3,150	1,700	1,600
社光～沼ノ沢	16.5.	15.308	15,308	52	5,200	5,800	2,900	1,500	1,400
社光～真谷地	18.4.	17.208	17,208	58	5,800	6,400	3,200	1,700	1,600
社光～真谷地市街	19.6.	18.408	18,408	62	6,200	6,800	3,400	1,700	1,600
社光～紅葉山	19.3.	18.108	18,108	61	6,100	6,700	3,350	1,700	1,600
社光～十三里	22.2.	21.008	21,008	71	7,100	7,700	3,850	1,900	1,800
社光～楓・登川	24.2.	23.008	23,008	78	7,800	8,400	4,200	2,100	2,000
社光～滝ノ上	26.8.	25.608	25,608	87	8,700	9,300	4,650	2,300	2,000

料金換算基準表 (タクシー料金比較)

【市内用】

地 区	A		B		C		D		E		F		G		新料金	現行料金
	実車距離 (km)		加算距離 (km)		換算 (m)		加算指数		加算料金		タクシー料金 (見込)		申請基準範囲			
			$[B=A \times 1.192 \text{ km}]$		$[C=B \times 1,000]$		$[D=C \div 294 \text{ m}]$		$[E=D \times 100]$		$[F=E + \text{初乗り} 600 \text{ 円}]$		$[G=F \times 0.5]$			
本町～末広	2.1.		0.908		908		3		300		900		450		300	200
本町～鹿の谷	3.7.		2.508		2,508		8		800		1,400		700		500	200
本町～若菜・常盤	4.9.		3.708		3,708		12		1,200		1,800		900		500	400
本町～平和	5.9.		4.708		4,708		16		1,600		2,200		1,100		700	400
本町～富野	10.1.		8.908		8,908		30		3,000		3,600		1,800		1,100	800
本町～清水沢	9.9.		8.708		8,708		29		2,900		3,500		1,750		900	800
本町～清栄・宮前	10.5.		9.308		9,308		31		3,100		3,700		1,850		1,100	800
本町～南清水沢	11.7.		10.508		10,508		35		3,500		4,100		2,050		1,100	1,000
本町～清陵町	12.1.		10.908		10,908		37		3,700		4,300		2,150		1,100	1,000
本町～遠幌町	13.6.		12.408		12,408		42		4,200		4,800		2,400		1,300	1,200
本町～南部	17.1.		15.908		15,908		54		5,400		6,000		3,000		1,500	1,400
本町～沼ノ沢	15.4.		14.208		14,208		48		4,800		5,400		2,700		1,500	1,200
本町～真谷地	17.3.		16.108		16,108		54		5,400		6,000		3,000		1,500	1,400
本町～真谷地市街	18.5.		17.308		17,308		58		5,800		6,400		3,200		1,700	1,600
本町～紅葉山	18.2.		17.008		17,008		57		5,700		6,300		3,150		1,700	1,600
本町～十三里	21.1.		19.908		19,908		67		6,700		7,300		3,650		1,900	1,800
本町～樺・登川	23.1.		21.908		21,908		74		7,400		8,000		4,000		2,100	1,800
本町～滝ノ上	25.7.		24.508		24,508		83		8,300		8,900		4,450		2,300	2,000
末広～鹿の谷	1.6.		0.408		408		1		100		700		350		300	200

No.2

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市内用】

No.3

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) 【B=A-1.192km】	C 換算(m) 【C=B×1.000】	D 加算指数 【D=C÷294m】	E 加算料金 【E=D×100】	F タクシー料金(見込) 【F=E+初乗り600円】	G 申請基準範囲 【G=F×0.5】	新料金	現行料金
末広～若菜・常盤	2.8.	1.608	1,608	5	500	1,100	550	500	400
末広～平和	3.8.	2.608	2,608	8	800	1,400	700	500	400
末広～富野	8.0.	6.808	6,808	23	2,300	2,900	1,450	900	800
末広～清水沢	7.8.	6.608	6,608	22	2,200	2,800	1,400	900	800
末広～清栄・宮前	8.4.	7.208	7,208	24	2,400	3,000	1,500	900	800
末広～南清水沢	9.6.	8.408	8,408	28	2,800	3,400	1,700	900	800
末広～清陵町	10.0.	8.808	8,808	29	2,900	3,500	1,750	900	800
末広～遠幌町	11.5.	10.308	10,308	35	3,500	4,100	2,050	1,100	1,000
末広～南部	15.0.	13.808	13,808	46	4,600	5,200	2,600	1,300	1,400
末広～沼ノ沢	13.3.	12.108	12,108	41	4,100	4,700	2,350	1,300	1,200
末広～真谷地	15.2.	14.008	14,008	47	4,700	5,300	2,650	1,500	1,400
末広～真谷地市街	16.4.	15.208	15,208	51	5,100	5,700	2,850	1,500	1,400
末広～紅葉山	16.1.	14.908	14,908	50	5,000	5,600	2,800	1,500	1,400
末広～十三里	19.0.	17.808	17,808	60	6,000	6,600	3,300	1,700	1,600
末広～楓・登川	21.0.	19.808	19,808	67	6,700	7,300	3,650	1,900	1,800
末広～滝ノ上	23.6.	22.408	22,408	76	7,600	8,200	4,100	2,100	1,800
鹿の谷～若菜・常盤	1.2.	0.008	8	0	0	600	300	300	200
鹿の谷～平和	2.2.	1.008	1,008	3	300	900	450	300	200
鹿の谷～富野	6.4.	5.208	5,208	17	1,700	2,300	1,150	700	600

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市内用】

No.4

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) [B=A-1.192km]	C 換算(m) [C=B×1,000]	D 加算指数 [D=C÷294m]	E 加算料金 [E=D×100]	F タクシー料金(見込) [F=E+初乗り600円]	G 申請基準範囲 [G=F×0.5]	新料金	現行料金
鹿の谷～清水沢	6.2	5.008	5,008	17	1,700	2,300	1,150	700	600
鹿の谷～清栄・宮前	6.8	5.608	5,608	19	1,900	2,500	1,250	700	600
鹿の谷～南清水沢	8.0	6.808	6,808	23	2,300	2,900	1,450	900	800
鹿の谷～清陵町	8.4	7.208	7,208	24	2,400	3,000	1,500	900	800
鹿の谷～遠堀町	9.9	8.708	8,708	29	2,900	3,500	1,750	900	1,000
鹿の谷～南部	13.4	12.208	12,208	41	4,100	4,700	2,350	1,300	1,200
鹿の谷～沼ノ沢	11.7	10.508	10,508	35	3,500	4,100	2,050	1,100	1,000
鹿の谷～真谷地	13.6	12.408	12,408	42	4,200	4,800	2,400	1,300	1,200
鹿の谷～真谷地市街	14.8	13.608	13,608	46	4,600	5,200	2,600	1,300	1,400
鹿の谷～紅葉山	14.5	13.308	13,308	45	4,500	5,100	2,550	1,300	1,400
鹿の谷～十三里	17.4	16.208	16,208	55	5,500	6,100	3,050	1,500	1,600
鹿の谷～楓・登川	19.4	18.208	18,208	61	6,100	6,700	3,350	1,700	1,600
鹿の谷～滝ノ上	22.0	20.808	20,808	70	7,000	7,600	3,800	1,900	1,800
若菜・常盤～平和	1.0	-0.192	-192	0	0	600	300	300	200
若菜・常盤～富野	6.2	5.008	5,008	17	1,700	2,300	1,150	700	400
若菜・常盤～清水沢	5.0	3.808	3,808	12	1,200	1,800	900	500	400
若菜・常盤～清栄・宮前	5.6	4.408	4,408	14	1,400	2,000	1,000	700	600
若菜・常盤～南清水沢	6.8	5.608	5,608	19	1,900	2,500	1,250	700	600
若菜・常盤～清陵町	7.2	6.008	6,008	20	2,000	2,600	1,300	700	600

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市内用】

No.5

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) [B=A-1.192km]	C 換算(m) [C=B×1.000]	D 加算指数 [D=C÷294m]	E 加算料金 [E=D×100]	F タクシー料金(見込) [F=E+初乗り800円]	G 申請基準範囲 [G=F×0.5]	新料金	現行料金
若菜・常盤～遠幌町	8.7	7.508	7,508	25	2,500	3,100	1,550	900	800
若菜・常盤～南部	12.2	11.008	11,008	37	3,700	4,300	2,150	1,100	1,000
若菜・常盤～沼ノ沢	10.5	9.308	9,308	31	3,100	3,700	1,850	1,100	1,000
若菜・常盤～真谷地	12.4	11.208	11,208	38	3,800	4,400	2,200	1,100	1,200
若菜・常盤～真谷地市街	13.6	12.408	12,408	42	4,200	4,800	2,400	1,300	1,200
若菜・常盤～紅葉山	13.3	12.108	12,108	41	4,100	4,700	2,350	1,300	1,200
若菜・常盤～十三里	16.2	15.008	15,008	51	5,100	5,700	2,850	1,500	1,400
若菜・常盤～楓・登川	18.2	17.008	17,008	57	5,700	6,300	3,150	1,700	1,600
若菜・常盤～滝ノ上	20.8	19.608	19,608	66	6,600	7,200	3,600	1,900	1,600
平和～若菜 ～富野	7.2	6.008	6,008	20	2,000	2,600	1,300	700	600
平和～清水沢	4.0	2.808	2,808	9	900	1,500	750	500	400
平和～清栄・宮前	4.6	3.408	3,408	11	1,100	1,700	850	500	400
平和～南清水沢	5.8	4.608	4,608	15	1,500	2,100	1,050	700	600
平和～清陵町	6.2	5.008	5,008	17	1,700	2,300	1,150	700	600
平和～遠幌町	7.7	6.508	6,508	22	2,200	2,800	1,400	900	800
平和～南部	11.2	10.008	10,008	34	3,400	4,000	2,000	1,100	1,000
平和～沼ノ沢	9.5	8.308	8,308	28	2,800	3,400	1,700	900	1,000
平和～真谷地	11.4	10.208	10,208	34	3,400	4,000	2,000	1,100	1,200
平和～真谷地市街	12.6	11.408	11,408	38	3,800	4,400	2,200	1,300	1,200

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市内用】

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) 【B=A-1.192km】	C 換算(m) 【C=B×1.000】	D 加算指数 【D=C÷294m】	E 加算料金 【E=D×100】	F タクシー料金(見込) 【F=E+初乗り600円】	G 申請基準範囲 【G=F×0.5】	新料金	現行料金
平和～紅葉山	12.3	11.108	11,108	37	3,700	4,300	2,150	1,100	1,200
平和～十三里	15.2	14.008	14,008	47	4,700	5,300	2,650	1,500	1,400
平和～楓・登川	17.2	16.008	16,008	54	5,400	6,000	3,000	1,700	1,600
平和～滝ノ上	19.8	18.608	18,608	63	6,300	6,900	3,450	1,700	1,600
富野～若菜・常盤 ～清水沢	11.2	10.008	10,008	34	3,400	4,000	2,000	1,100	800
富野～若菜・常盤 ～清栄・宮前	11.8	10.608	10,608	36	3,600	4,200	2,100	1,100	1,000
富野～若菜・常盤 ～南清水沢	13.0	11.808	11,808	40	4,000	4,600	2,300	1,300	1,000
富野～若菜・常盤 ～清陵町	13.4	12.208	12,208	41	4,100	4,700	2,350	1,300	1,000
富野～若菜・常盤 ～遠幌町	14.9	13.708	13,708	46	4,600	5,200	2,600	1,300	1,200
富野～若菜・常盤 ～南部	18.4	17.208	17,208	58	5,800	6,400	3,200	1,700	1,400
富野～若菜・常盤 ～沼ノ沢	16.7	15.508	15,508	52	5,200	5,800	2,900	1,500	1,400
富野～若菜・常盤 ～真谷地	18.6	17.408	17,408	59	5,900	6,500	3,250	1,700	1,600
富野～若菜・常盤 ～真谷地市街	19.8	18.608	18,608	63	6,300	6,900	3,450	1,700	1,600
富野～若菜・常盤 ～紅葉山	19.5	18.308	18,308	62	6,200	6,800	3,400	1,700	1,600
富野～若菜・常盤 ～十三里	22.4	21.208	21,208	72	7,200	7,800	3,900	1,900	1,800
富野～若菜・常盤 ～楓・登川	24.4	23.208	23,208	78	7,800	8,400	4,200	2,100	2,000
富野～若菜・常盤 ～滝ノ上	27.0	25.808	25,808	87	8,700	9,300	4,650	2,300	2,000
清水沢～清栄・宮前	0.6	-0.592	-592	0	0	600	300	300	200
清水沢～南清水沢	1.8	0.608	608	2	200	800	400	300	200

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市内用】

No.7

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) [B=A-1.192km]	C 換算(m) [C=B×1,000]	D 加算指数 [D=C÷294m]	E 加算料金 [E=D×100]	F タクシー料金(見込) [F=E+初乗り600円]	G 申請基準範囲 [G=F×0.5]	新料金	現行料金
清水沢～清陵町	2.2.	1.008	1,008	3	300	900	450	300	200
清水沢～遠幌町	3.7.	2.508	2,508	8	800	1,400	700	500	400
清水沢～南部	7.2.	6.008	6,008	20	2,000	2,600	1,300	700	600
清水沢～沼ノ沢	5.5.	4.308	4,308	14	1,400	2,000	1,000	700	600
清水沢～真谷地	7.4.	6.208	6,208	21	2,100	2,700	1,350	700	800
清水沢～真谷地市街	8.6.	7.408	7,408	25	2,500	3,100	1,550	900	800
清水沢～紅葉山	8.3.	7.108	7,108	24	2,400	3,000	1,500	900	800
清水沢～十三里	11.2.	10.008	10,008	34	3,400	4,000	2,000	1,100	1,000
清水沢～楓・登川	13.2.	12.008	12,008	40	4,000	4,600	2,300	1,300	1,200
清水沢～滝ノ上	15.8.	14.608	14,608	49	4,900	5,500	2,750	1,500	1,200
清栄・宮前～南清水沢	1.2.	0.008	8	0	0	600	300	300	200
清栄・宮前～清陵町	1.6.	0.408	408	1	100	700	350	300	200
清栄・宮前～遠幌町	4.3.	3.108	3,108	10	1,000	1,600	800	500	400
清栄・宮前～南部	7.8.	6.608	6,608	22	2,200	2,800	1,400	900	600
清栄・宮前～沼ノ沢	4.9.	3.708	3,708	12	1,200	1,800	900	500	600
清栄・宮前～真谷地	6.8.	5.608	5,608	19	1,900	2,500	1,250	700	800
清栄・宮前～真谷地市街	8.0.	6.808	6,808	23	2,300	2,900	1,450	900	800
清栄・宮前～紅葉山	7.7.	6.508	6,508	22	2,200	2,800	1,400	900	800
清栄・宮前～十三里	10.6.	9.408	9,408	32	3,200	3,800	1,900	1,100	1,000

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市内用】

No.8

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) [B=A-1.192km]	C 換算(m) [C=B×1,000]	D 加算指数 [D=C÷294m]	E 加算料金 [E=D×100]	F タクシー料金(見込) [F=E+初乗り600円]	G 申請基準範囲 [G=F×0.5]	新料金	現行料金
清栄・宮前～榎・登川	12.6	11.408	11,408	38	3,800	4,400	2,200	1,300	1,200
清栄・宮前～滝ノ上	15.2	14.008	14,008	47	4,700	5,300	2,650	1,500	1,200
南清水沢～清陵町	2.0	0.808	808	2	200	800	400	300	200
南清水沢～清栄・宮前 ～遠緑町	5.5	4.308	4,308	14	1,400	2,000	1,000	700	600
南清水沢～清栄・宮前 ～南郷	9.0	7.808	7,808	26	2,600	3,200	1,600	900	800
南清水沢～沼ノ沢	3.7	2.508	2,508	8	800	1,400	700	500	400
南清水沢～真谷地	5.6	4.408	4,408	14	1,400	2,000	1,000	700	600
南清水沢～真谷地市街	6.8	5.608	5,608	19	1,900	2,500	1,250	700	600
南清水沢～紅葉山	6.5	5.308	5,308	18	1,800	2,400	1,200	700	600
南清水沢～十三里	9.4	8.208	8,208	27	2,700	3,300	1,650	900	800
南清水沢～榎・登川	11.4	10.208	10,208	34	3,400	4,000	2,000	1,100	1,000
南清水沢～滝ノ上	14.0	12.808	12,808	43	4,300	4,900	2,450	1,300	1,000
清陵町～清栄・宮前 ～遠緑町	5.9	4.708	4,708	16	1,600	2,200	1,100	700	600
清陵町～清栄・宮前 ～南郷	9.4	8.208	8,208	27	2,700	3,300	1,650	900	800
清陵町～沼ノ沢	5.7	4.508	4,508	15	1,500	2,100	1,050	700	400
清陵町～真谷地	7.6	6.408	6,408	21	2,100	2,700	1,350	900	600
清陵町～真谷地市街	8.8	7.608	7,608	25	2,500	3,100	1,550	900	600
清陵町～紅葉山	8.5	7.308	7,308	24	2,400	3,000	1,500	900	600
清陵町～十三里	11.4	10.208	10,208	34	3,400	4,000	2,000	1,100	800

料金換算基準表 (タクシー料金比較)

【市内用】

No.9

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) 【B=A-1.192km】	C 換算(m) 【C=B×1.000】	D 加算指数 【D=C÷294m】	E 加算料金 【E=D×100】	F タクシー料金(見込) 【F=E+初乗り600円】	G 申請基準範囲 【G=F×0.5】	新料金	現行料金
清陵町～楓・登川	13.4	12.208	12,208	41	4,100	4,700	2,350	1,300	1,000
清陵町～滝ノ上	16.0	14.808	14,808	50	5,000	5,600	2,800	1,500	1,000
遠幌町～南部	3.5	2.308	2,308	7	700	1,300	650	500	400
遠幌町～清栄・宮前 ～沼ノ沢	9.2	8.008	8,008	27	2,700	3,300	1,650	900	1,000
遠幌町～清栄・宮前 ～真谷地	11.1	9.908	9,908	33	3,300	3,900	1,950	1,100	1,200
遠幌町～清栄・宮前 ～真谷地市街	12.3	11.108	11,108	37	3,700	4,300	2,150	1,100	1,200
遠幌町～清栄・宮前 ～紅葉山	12.0	10.808	10,808	36	3,600	4,200	2,100	1,100	1,200
遠幌町～清栄・宮前 ～十三里	14.9	13.708	13,708	46	4,600	5,200	2,600	1,300	1,400
遠幌町～清栄・宮前 ～楓・登川	16.9	15.708	15,708	53	5,300	5,900	2,950	1,500	1,600
遠幌町～清栄・宮前 ～滝ノ上	19.5	18.308	18,308	62	6,200	6,800	3,400	1,700	1,600
南部～清栄・宮前 ～沼ノ沢	12.7	11.508	11,508	39	3,900	4,500	2,250	1,300	1,200
南部～清栄・宮前 ～真谷地	14.6	13.408	13,408	45	4,500	5,100	2,550	1,300	1,400
南部～清栄・宮前 ～真谷地市街	15.8	14.608	14,608	49	4,900	5,500	2,750	1,500	1,400
南部～清栄・宮前 ～紅葉山	15.5	14.308	14,308	48	4,800	5,400	2,700	1,500	1,400
南部～清栄・宮前 ～十三里	18.4	17.208	17,208	58	5,800	6,400	3,200	1,700	1,600
南部～清栄・宮前 ～楓・登川	20.4	19.208	19,208	65	6,500	7,100	3,550	1,900	1,800
南部～清栄・宮前 ～滝ノ上	23.0	21.808	21,808	74	7,400	8,000	4,000	2,100	1,800
沼ノ沢～真谷地	1.9	0.708	708	2	200	800	400	300	400
沼ノ沢～真谷地市街	3.1	1.908	1,908	6	600	1,200	600	500	400

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市内用】

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) 【B=A-1.192km】	C 換算(m) 【C=B×1.000】	D 加算指数 【D=C÷294m】	E 加算料金 【E=D×100】	F タクシー料金(見込) 【F=E+初乗り600円】	G 申請基準範囲 【G=F×0.5】	新料金	現行料金
沼ノ沢～紅葉山	2.8.	1.608	1,608	5	500	1,100	550	500	400
沼ノ沢～十三里	5.7.	4.508	4,508	15	1,500	2,100	1,050	700	600
沼ノ沢～楓・登川	7.7.	6.508	6,508	22	2,200	2,800	1,400	900	800
沼ノ沢～滝ノ上	10.3.	9.108	9,108	30	3,000	3,600	1,800	1,100	800
真谷地～真谷地市街	1.2.	0.008	8	0	0	600	300	300	200
真谷地～沼ノ沢 ～紅葉山	4.7.	3.508	3,508	11	1,100	1,700	850	500	600
真谷地～沼ノ沢 ～十三里	7.6.	6.408	6,408	21	2,100	2,700	1,350	900	800
真谷地～沼ノ沢 ～楓・登川	9.6.	8.408	8,408	28	2,800	3,400	1,700	900	1,000
真谷地～沼ノ沢 ～滝ノ上	12.2.	11.008	11,008	37	3,700	4,300	2,150	1,100	1,000
真谷地市街～沼ノ沢 ～紅葉山	5.9.	4.708	4,708	16	1,600	2,200	1,100	700	600
真谷地市街～沼ノ沢 ～十三里	8.8.	7.608	7,608	25	2,500	3,100	1,550	900	1,000
真谷地市街～沼ノ沢 ～楓・登川	10.8.	9.608	9,608	32	3,200	3,800	1,900	1,100	1,000
真谷地市街～沼ノ沢 ～滝ノ上	13.4.	12.208	12,208	41	4,100	4,700	2,350	1,300	1,000
紅葉山～十三里	2.9.	1.708	1,708	5	500	1,100	550	500	400
紅葉山～楓・登川	4.9.	3.708	3,708	12	1,200	1,800	900	500	400
紅葉山～滝ノ上	7.5.	6.308	6,308	21	2,100	2,700	1,350	700	600
十三里～紅葉山 ～楓・登川	7.8.	6.608	6,608	22	2,200	2,800	1,400	900	800
十三里～滝ノ上	4.6.	3.408	3,408	11	1,100	1,700	850	500	200
楓・登川～紅葉山 ～滝ノ上	12.4.	11.208	11,208	38	3,800	4,400	2,200	1,100	800

料金換算基準表(タクシー料金比較)

【市外用】

地 区	A 実車距離(km)	B 加算距離残(km) [B=A-1.192km]	C 換算(m) [C=B×1,000]	D 加算指数 [D=C÷294m]	E 加算料金 [E=D×100]	F タクシー料金(税込) [F=E+初乗り600円]	G 申請基準範囲 [G=F×0.5]	新料金	現行料金
岩見沢市 夕陽院	35.2	34.008	34,008	115	11,500	12,100	6,050	5,500	5,000
栗山町 〃	20.6	19.408	19,408	66	6,600	7,200	3,600	3,000	2,500
由仁町 新橋	20.1	18.908	18,908	64	6,400	7,000	3,500	2,800	2,300
長沼町 〃	27.3	26.108	26,108	88	8,800	9,400	4,700	3,800	3,300
南幌町 〃	34.2	33.008	33,008	112	11,200	11,800	5,900	4,800	4,300
札幌市 〃	58.3	57.108	57,108	194	19,400	20,000	10,000	8,000	7,250
恵庭市 〃	46.0	44.808	44,808	152	15,200	15,800	7,900	6,000	5,500
千歳市 〃	50.4	49.208	49,208	167	16,700	17,300	8,650	6,500	6,000

(参考資料1)

福祉有償移送サービス 市外料金設定表

市外料金【km=150円】

(単位:円)

地区	実車距離(片道)×150円	タクシー料金(見込)	申請基準範囲	変更後	変更前
岩見沢	35.2km×150円=5,280	12,100	6,050	5,500	5,000
栗山	20.6km×150円=3,090	7,200	3,600	3,000	2,500
由仁	20.1km×150円=3,015	7,000	3,500	2,800	2,300
長沼	27.3km×150円=4,095	9,400	4,700	3,800	3,300
南幌	34.2km×150円=5,130	11,800	5,900	4,800	4,300
札幌	58.3km×150円=8,745	20,000	10,000	8,000	7,250
恵庭	46.0km×150円=6,900	15,800	7,900	6,000	5,500
千歳	50.4km×150円=7,560	17,300	8,650	6,500	6,000

(参考資料2)

福祉有償移送サービス 市内料金設定表

【片道料金】

(単位:円)

区分	走行距離	変更後	走行距離	変更前
1	2.5km以内	300	5km以内	200～400
2	5km以内	500		
3	7.5km以内	700	10km以内	400～800
4	10km以内	900		
5	12.5km以内	1,100	15km以内	800～1,200
6	15km以内	1,300		
7	17.5km以内	1,500	20km以内	1,200～1,600
8	20km以内	1,700		
9	22.5km以内	1,900	25km以内	1,600～1,800
10	25km以内	2,100		
11	27.5km以内	2,300	30km以内	1,800～2,000
12	30km以内	2,500		

(参考資料3)

過去3年間の移送サービス収入支出内訳

収 入

(単位:円)

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 利用料収入	3,088,710	3,289,450	3,526,350
2. 賛助会員費収入	135,000	115,500	111,000
3. 受取利息配当金収入	4	4	4
合 計 … ①	3,223,714	3,404,954	3,637,354

支 出

科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 人件費支出	2,243,911	2,031,035	2,147,786
2. 福利厚生費支出	24,868	18,651	20,388
3. 消耗器具備品費支出	25,000	31,053	25,584
4. 保険料支出	230,840	283,710	342,290
5. 車輦費支出	840,566	1,353,534	1,314,766
6. 事務消耗品費支出	3,888	3,602	4,626
7. 租税公課支出	58,600	174,400	58,600
8. 研修研究費支出	0	0	11,500
9. 手数料支出	0	0	7,370
合 計 … ②	3,427,673	3,895,985	3,932,910

① - ②	-203,959	-491,031	-295,556
-------	----------	----------	----------

夕張市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 夕張市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、夕張市の住民の福祉向上を図り、公共の福祉の推進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の登録更新及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

(協議会の運営)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 協議会の議事は、委員の合議とする。ただし、協議が調わない場合においては、出席委員の中でその議決方法を決定するものとする。
- 6 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉向上に資するため、誠意をもって責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 7 協議会は原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 8 協議会の庶務は、夕張市福祉事務所生活福祉課において行う。
- 9 福祉有償運送に関する相談、苦情その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(福祉有償運送に係るご相談又は通報窓口)

夕張市生活福祉課生活福祉係

連絡先: TEL 0123-52-1059
FAX 0123-52-0638

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、該当事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は平成19年10月12日から施行する。

この要綱は平成20年3月1日から施行する。

この要綱は平成23年9月29日から施行する。

この要綱は令和2年5月19日から施行する。

別表

夕張市福祉有償運送運営協議会構成員

構成	人数
夕張市長又はその指名する職員	1名
一般旅客自動車運送業者及びその組織する団体	若干名
住民又は旅客	若干名
北海道運輸局若しくは札幌運輸支局長またはその指名する職員	1名
一般旅客自動車運送業者の業務用自動車の運転者が組織する団体	1名
福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	1名

